当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いましたので、その結果の概要を公表いたします。

1. 2024年3月期の分析・評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。そのうえで、回答の集計結果に基づき、取締役会において積極的な議論を行い、その実効性に関する分析および評価を行いました。なお、取締役会評価の質問票の大項目は次のとおりです。

- I 取締役会の構成
- Ⅱ 取締役会の役割・責務
- Ⅲ 取締役会の運営
- IV 情報開示・株主との対話
- V 各取締役について(各自の自己評価)
- VI 各社外取締役について(社外取締役ご自身に対する評価)

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

当社取締役会は、以下の観点から、取締役会の実効性が確保できているものと分析・評価しております。

- 取締役の人数、社外取締役の人数
- 一社内取締役が特定の部署出身者に偏っていないか
- 一役員の経営判断における十分な知識および経験
- ―経営陣の報酬について適切なインセンティブ付けを行っているか
- -独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言
- -関連当事者と会社との間の利益相反取引の管理
- 取締役会の開催スケジュール・頻度、取締役会決議事項/報告事項の数・内容
- 取締役会資料の配布タイミング、内容、方法の適切さ
- -役員の求めに応じた情報の円滑な提供
- 主要な政策保有株式についての検証、議論
- 取締役会や社外役員の職務遂行を補助するスタッフの数
- ー社外取締役の発言回数・内容
- 一社外取締役、取締役、監査役が自由に発言できる雰囲気
- 財務情報・非財務情報等の適時かつ正確な情報開示に対する監督
- 取締役が、役割・責務を適切に果たすための時間・労力確保、追加情報提供の請求を行っているか
- 一取締役が、社長の顔色ではなく、会社及び株主の利益を考えて、自分の担当以外の議案 等に関しても積極的に発言しているか
- 取締役が、議案の内容が不合理な場合、反対意見を述べたり、代替案を提案したりして いるか
- 社外取締役が、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督することができているか

- 一方、当社取締役会は、次の点については、評点は低くないものの質問表の集計結果から相対的に課題と認識しました。これを受けて、当社取締役会で議論を重ねたところ、以下のとおり意見を得ました。以下の施策を含め、更なる改善を検討実施して参ります。
- 1)取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・あっせん、費用支援については、 当社役員には、各方面における専門知識を持ち経験も豊富な者が揃っており、これらを 教授できる程の状況にあるため、別途行う必要性は高くないと考えられる。
- 2) 社外役員だけの会議開催については、経営陣へのガバナンスという趣旨に鑑みると、社 外役員は取締役会において適時に必要な意見を提言することが可能な状況であるため、 社外役員だけの会議を開催する必要性は高くない。これまで通り、会議開催の必要が生 じた場合にはすみやかに実施できる環境を整えておく。

以上